

議案第 3 号

専決処分（白井市都市計画税条例の一部を改正する条例）
の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 1 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を緊急に改正する必要が生じ専決処分したので、その承認を求めるものです。

白井市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日 専決

白井市長 笠 井 喜 久 雄

白井市条例第 1 1 号

白井市都市計画税条例の一部を改正する条例

白井市都市計画税条例（昭和 5 4 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 3 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 5 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改める。

附則第 4 項中「1 0 0 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、1 0 0 分の 2. 5)」を加える。

附則第 1 4 項中「附則第 5 項」を「附則第 4 項、第 5 項」に、「附則第 9 項の「前年度分」を「同項の「前年度分」に改める。

附則第 1 5 項中「第 1 5 項から第 1 9 項まで、第 2 1 項、第 2 2 項、第 2 6 項、第 2 9 項、第 3 3 項から第 3 5 項まで、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項若しくは第 4 3 項」を「第 1 4 項から第 1 8 項まで、第 2 0 項、第 2 1 項、第 2 5 項、第 2 8 項、第 3 2 項から第 3 6 項まで、第 3 9 項、第 4 0 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の白井市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第3号資料の1

○白井市都市計画税条例（昭和54年条例第22号）新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
附 則	附 則
(施行期日)	(施行期日)
1 (略)	1 (略)
(法附則第15条第33項の条例で定める割合)	(法附則第15条第34項の条例で定める割合)
2 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。	2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
(法附則第15条第34項の条例で定める割合)	(法附則第15条第35項の条例で定める割合)
3 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	3 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)
4 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額、以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。	4 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額、以下同じ。)に100分の5_____を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
5～13 (略)	5～13 (略)
14 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、 <u>附則第4項、第5項、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第9項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分_____の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u>	14 附則第4項及び第6項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第4項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、 <u>附則第5項_____、第7項及び第8項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第7項から第9項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項から第12項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u>
15 法附則第15条第1項、第10項、 <u>第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項_____、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は</u>	15 法附則第15条第1項、第10項、 <u>第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は</u>

第33項とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

16 (略)

第33項とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

16 (略)

議案第 3 号資料の 2

白井市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 附則第 2 項及び附則第 3 項

引用条項を整理するもの。

2 附則第 4 項

固定資産税と同様に、土地に係る負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を 2. 5 %にするもの。

3 附則第 1 4 項及び附則第 1 5 項

引用条項を整理するもの。